

令和2年2月1日発行

子育て推進課

☎229-3167 FAX 229-3451

学校教育課

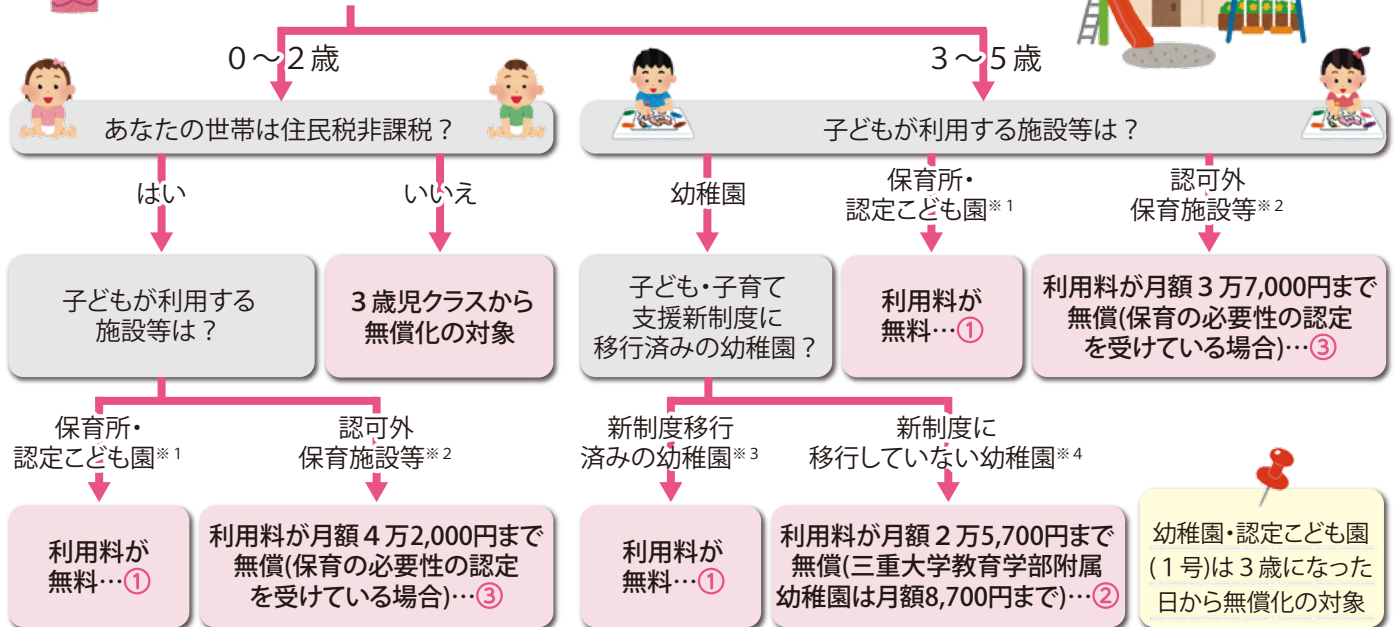
☎229-3391 FAX 229-3257

フローチャートで確認！ 幼児教育・保育の無償化



うちの子どもの場合は？

子どもの年齢は？
(施設等を利用する年度の4月1日時点)



無償化の対象になるには 手続きが必要なの？

①	「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。施設の利用申し込み時に認定申請していただいています。
②	「施設等利用給付第1号認定」を受ける必要があります。施設の利用申し込み時に認定申請していただいています。
③	「保育の必要性の認定(施設等利用給付第2・3号認定)」を受ける必要があります。「保育の必要性の認定」の要件には、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。要件を満たす人は必要な書類を添えて申請してください。

幼稚園・認定こども園(1号認定)の預かり保育は…

利用料に加え、月額1万1,300円を上限として450円×利用日数まで無償^{※5}(保育の必要性の認定を受けている場合)…^③

- ※1 地域型保育、企業主導型保育(標準的な利用料)も対象
- ※2 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象。認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等施設を指す。
- ※3 新制度移行済みの幼稚園…津市立幼稚園、高田幼稚園、ふたば幼稚園、聖ヤコブ幼稚園(令和元年10月1日現在)
- ※4 新制度に移行していない幼稚園…大川幼稚園、津西幼稚園、のべの幼稚園、三重大学教育学部附属幼稚園(令和元年10月1日現在。津市外にある施設については各市町村にお問い合わせください)
- ※5 満3歳の子どもについては、住民税非課税世帯であることも条件になります。その場合、月額1万6,300円を上限として450円×利用日数まで無償

無償化には、利用する施設等によって「利用料を支払う必要がない場合」と「利用料をいったん支払った後、津市へ請求する必要がある場合」があります。

詳しくは裏面をご覧ください。

- 通園送迎費、食材料費、行事費などはこれまでどおり保護者の負担となります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食(おかず・おやつ等)費が免除されます(認可外保育施設等は除く)。利用する施設によって年収360万円未満相当世帯の捉え方と、第3子の数え方が異なります。
- 就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもについても、3～5歳の利用料が無償化の対象になります。